



平成 27 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
コード番号 (5856) 上場取引所 東証第 2 部
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先 取締役副社長 藤原 克英
T E L (03) 5524-7851

当社子会社(株ウィッツ)教員の免許失効について

1. 事実の概要

当社子会社(株ウィッツ)は、教育特区の制度に基づき平成 17 年に全国初の株式会社立として開設が認可されました全日制・寮制・通信制の「ウィッツ青山学園高等学校」を運営しております。

当該高等学校に勤務しております非常勤講師の外国語(英語)、情報免許保持者の教員免許について以下の事実が判明いたしました。

当該教員の外国語免許については、平成 21 年 4 月 1 日改正教育職員免許法の成立前に取得した旧免許状、情報免許については、平成 23 年 3 月 31 日取得した新免許状であります。

先般報道されていた千葉県での旧免許所持者と新免許所持者とで教員免許の更新時期が異なることの認識違いにより、教員免許を失効させてしまった件について当該教員が目にした際に、自身の状況とよく似ていたことから三重県教育委員会に問い合わせを行ったところ、免許が失効している状況であることが発覚いたしました。

2. 経緯

免許の更新については承知のことでありましたが、その理解が誤ったものであったために、更新手続きをせずに平成 24 年 3 月 31 日で免許の失効となっております。

誤った理解とは、旧免許所持者の免許状の更新は当人の生年月日に基づき、平成 24 年 3 月 31 日となっておりますが、旧免許の失効以前に新たに新免許を取得することで、新免許状を取得してから 10 年後(平成 33 年 3 月 31 日)に更新時期が自動的に伸びるものと理解をしておりました。

この理解は、初めて取得した免許状が新免許である場合に限りられており、旧免許状については、生年月日に基づいた更新期限が優先されることになっております。

つまり、旧免許所持者の場合、生年月日に基づき決定されている平成 24 年 3 月 31 日に更新しなければ、すべての免許を失効する制度となっております。

よって、当該教員の場合、平成 24 年 3 月 31 日時点で、旧免許である外国語(英語)及び平成 23 年 3 月 31 日に取得した情報免許ともに免許失効することになりました。

3. 今後の対応

現在文部科学省に対し、対応について確認を行っております。

4. 業績に与える影響

現在精査中であり、必要に応じて開示いたします。

以上